

# 令和6年版 モニタリングレポート 主なポイント

令和6年7月  
公認会計士・監査審査会



## 公表の趣旨

- 監査や会計の専門家はもとより、市場関係者及び学生や社会人など一般の方々をも読者として想定
- 審査会が実施するモニタリング活動の状況と成果を中心とした監査業界の現状や環境変化への対応を含む関連情報を分かりやすく提供することによって、監査の重要性に関する社会の理解を推進

## 構成

- 以下の4部（Ⅰ～Ⅳ）で構成。
  - Ⅰ. 監査業界の概観：公認会計士、監査法人、被監査会社の数の推移等、業界の概観を紹介
  - Ⅱ. 審査会によるモニタリング：検査を含む審査会のモニタリングの全体像を紹介
  - Ⅲ. 監査事務所の運営状況：組織体制、IT化の進展、グループ監査への対応を含む監査事務所の運営状況、会計監査人の異動や異動前後の監査報酬の状況等を紹介
  - Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応：近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向を紹介

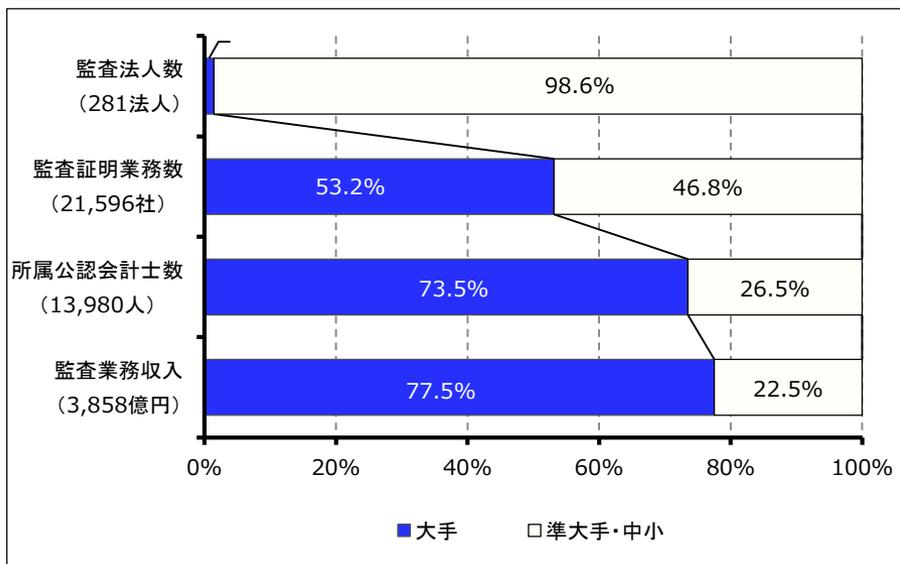
※読者の興味を引く話題を「コラム」として各部の中で記載

# 令和6年版モニタリングレポート (I) 監査業界の概観

モニレポ  
P28、29参照

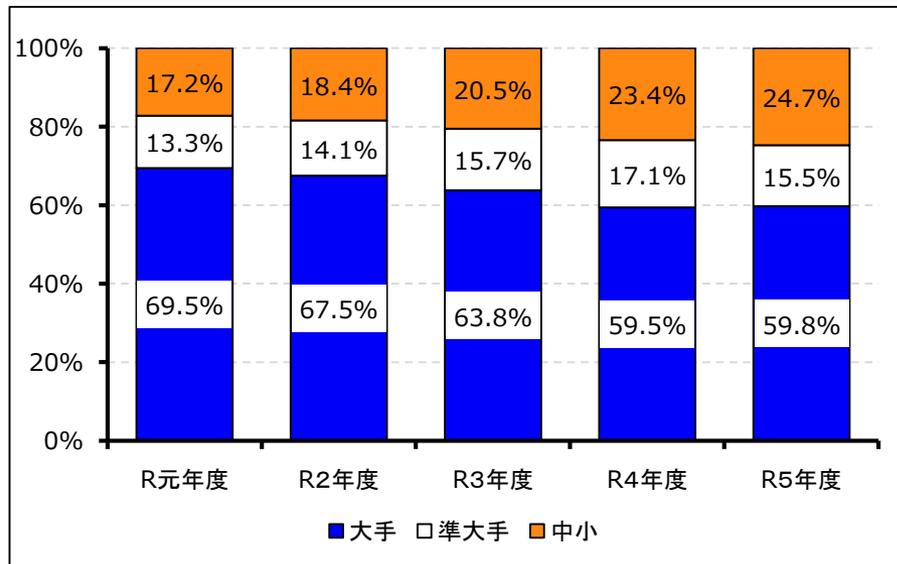
- 監査業務収入の約78%が大手監査法人(4法人)に集中
- 近年においては、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向
- 寡占傾向は、米国及び英国でも同様にみられる

## 監査法人の分類別シェア(令和4年度)



(注) 令和4年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

## 会計監査人の規模別上場国内会社数の推移



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

## 主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア(会社数ベース)

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	91%

(注) 以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出  
 日本 日経225  
 米国 S&P500  
 英国 FTSE350

モニレポ  
P92参照

## 品質管理のシステムについて

- 監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行の基礎となる適切な品質管理体制の整備・運用が重要
- 「監査に関する品質管理基準」は監査業務を対象として平成17年に策定されたが、監査法人の業務全般を含むものと解されており、監査業務以外の業務についても職業倫理の遵守等が求められる
- 令和3年11月に、「監査に関する品質管理基準」が改訂された

## 改訂品質管理基準の考え方

- 予め定められた一定の品質管理の方針及び手続の整備を求める従来の品質管理基準に対し、改訂基準では、監査事務所自らが
  - ・品質目標を設定し、
  - ・品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
  - ・評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
  - ・不備があれば根本原因分析に基づき改善することなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入

## 新品質管理基準の構成要素

- ① 監査事務所のリスク評価プロセス
- ② ガバナンス及びリーダーシップ
- ③ 職業倫理及び独立性
- ④ 監査契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ⑦ 情報と伝達
- ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ⑨ 監査事務所間の引継

## 改訂品質管理基準の適用時期

- 大規模監査法人(注): 令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用

(注)直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人をいう(公認会計士法施行規則第24条参照)

- 大規模監査法人以外: 令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用

## 大手・準大手監査法人の状況

- グローバルネットワークと連携して令和4年12月から適用が開始されたISQM1(国際品質マネジメント基準第1号)等に対応。並行して、改訂品質管理基準への対応を進める
- グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品質管理基準に基づいて評価項目を追加するなど、改訂基準で求められる品質管理システムの構成要素の整備を終了。大手監査法人はISQM1に基づく総合評価(一部大手監査法人は改訂品質管理基準対応も含む総合評価)を実施
- 整備した品質管理システムを現場に浸透させ、形骸化させないための対策を検討

## 中小規模監査事務所の状況

- 45%が体制、規程等の整備を進めている
- 55%は具体的な準備に未着手

令和5年6月30日を基準日とする53事務所を対象とする報告徴収による

## 監査業務の定期的な検証

- 監査事務所が定めた品質管理のシステムに準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめる手続（監査業務の定期的な検証）が、一つの完了した監査業務について少なくとも一定期間（例：3年間）毎に実施される
- 検証件数、人数及び使用するツール等は監査事務所の規模等により異なる  
→ 大手監査法人では約50~200人、準大手監査法人では数人~約20人、中小規模監査事務所では1人~約20人が従事
- 検証の結果及び発見された不備事項については、監査事務所の規模にかかわらず、法人内の研修等において構成員へ伝達され、注意喚起を行っている

## グローバルレビューの活用状況

- 4大グローバルネットワークでは、各国のネットワーク・ファームにグローバルネットワークで規定した詳細な品質管理の基準や監査マニュアルへの準拠を義務付けており、各国のネットワーク・ファームが実施する定期的な検証や個別監査業務が準拠していることを確認するため、グローバルレビューを実施している
- 4大グローバルネットワーク以外では、大半がグローバルネットワークで作成した監査マニュアルへの準拠への義務付けが緩やかであり、実施内容や頻度には大きな差がある

## 監査意見表明前のモニタリング

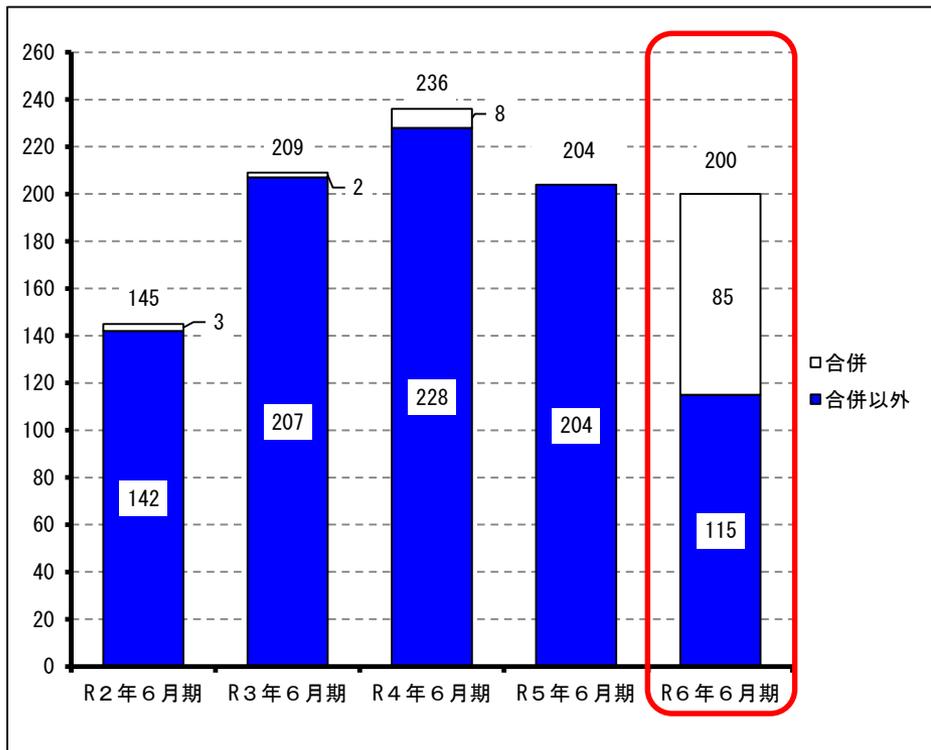
- 近年、大手監査法人を中心に、監査品質向上のための施策の一つ
- 進行中の監査業務を対象に、品質管理上の課題を発見し、監査チームに適時の対応を促すことを目的
- 不正リスクなどリスクが高い監査領域などを対象として行われるケースが多い

# 令和6年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

モニレポ  
P108、109参照

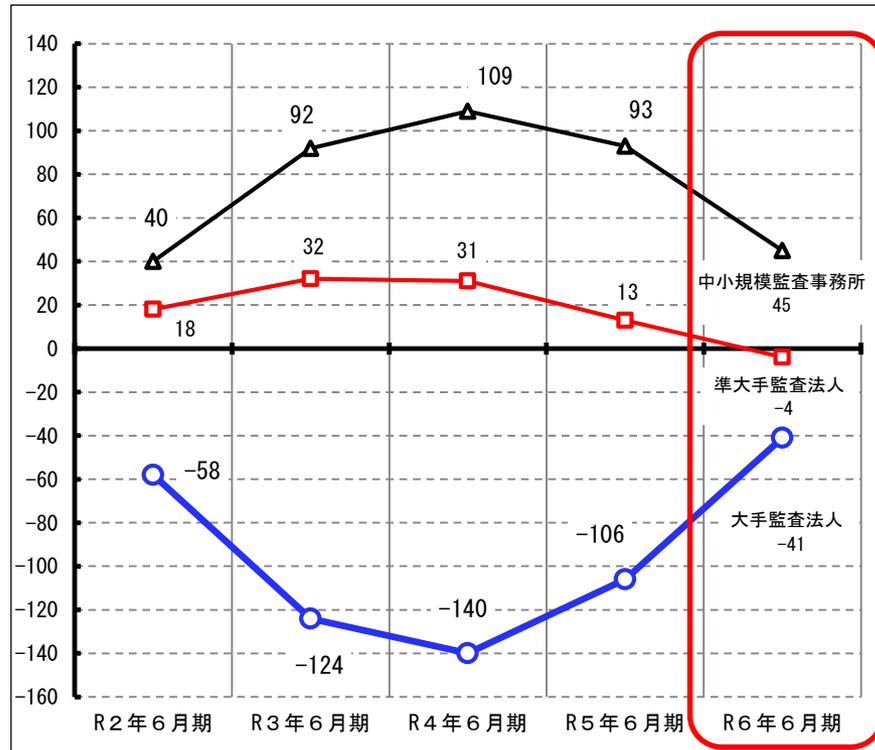
- 会計監査人の異動件数は200件。監査法人の合併による異動の影響を除いた件数は115件であり、令和4年6月期の228件をピークに減少傾向
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が続いている

## 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移 (単位:件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計

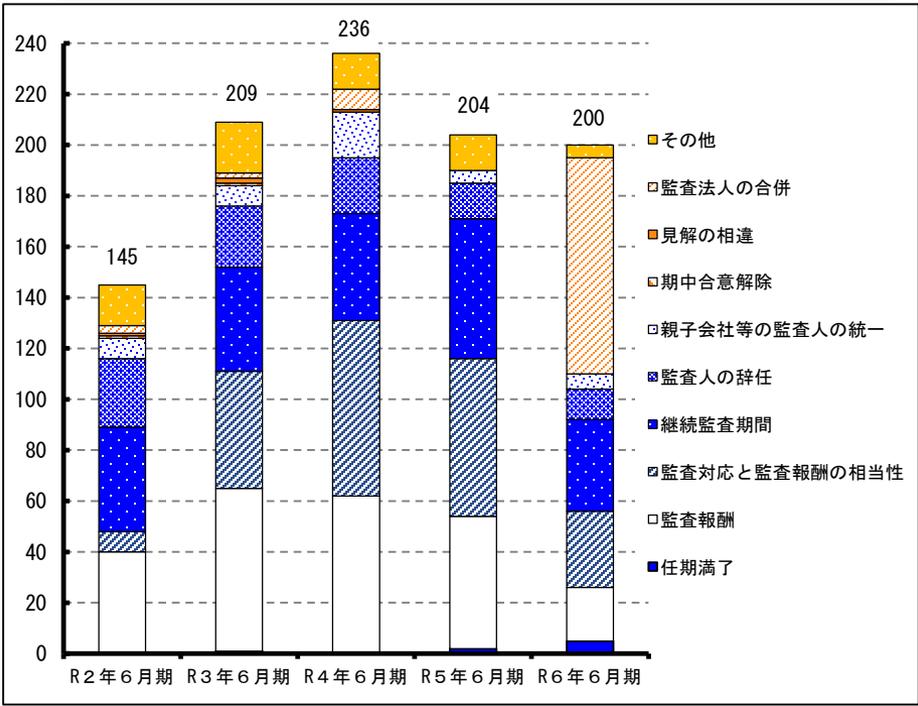
## 監査事務所の規模別の異動状況 (単位:件)



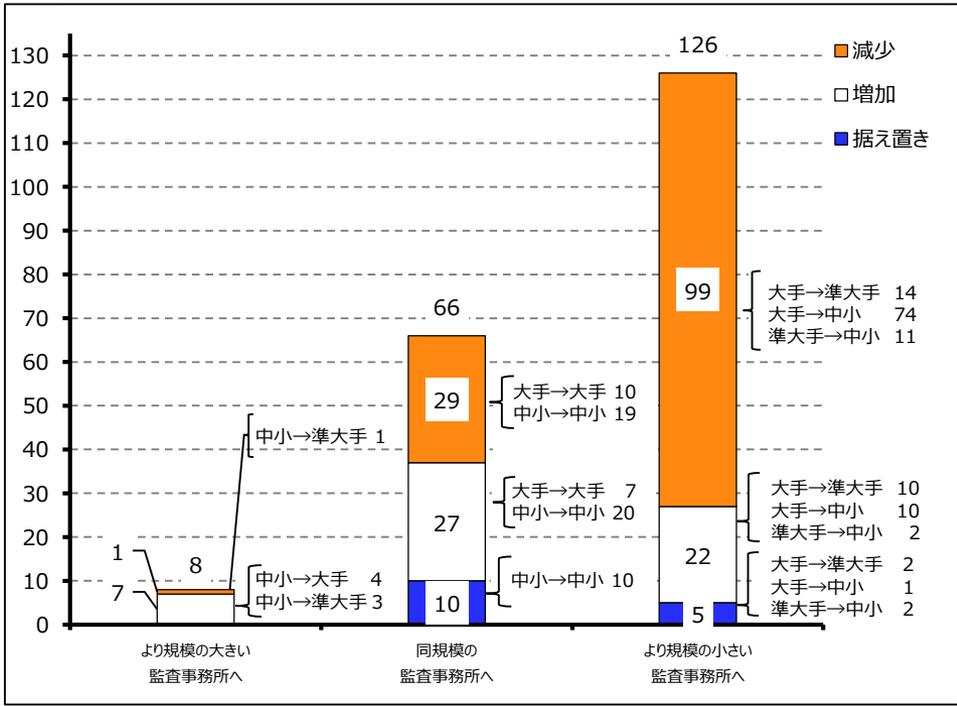
(注) 件数は純増減

- 監査人の異動理由について、令和2年6月期以降、「任期満了」のみを理由とするケースが大幅に減少
- 令和6年6月期においては、監査法人の合併によるケースが多いほか、監査報酬の増額提示や継続監査期間の長期化等を異動理由に挙げているケースや会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を他の監査法人と比較検討した結果、監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多い
- 異動前後の監査報酬については、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合、監査報酬が減少するケースは約8割であり、このうち、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、約9割の異動において監査報酬が減少

上場国内会社の会計監査人の異動理由(単位:件)



監査人異動後の監査報酬の状況(単位:件)



(注1) 各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計  
 (注2) 複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。  
 (注3) 「監査対応と監査報酬の相当性」は、令和2年6月期以前は「その他」に含めており、令和元年6月期は4件、令和2年6月期は8件である。

(注1) 上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示(令和4年7月から令和5年6月)を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計  
 (注2) 会計監査人の異動に関する適時開示及び令和6年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき作成  
 (注3) 件数の内訳はグラフに記載

## 社員の兼業

- 大手では、社員の兼業(税理士事務所、個人事務所等)を原則として認めていない
- 準大手、中小では法人により対応が異なる

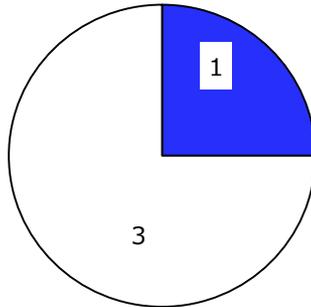
## 非常勤職員

- 中小では職員に占める非常勤職員の割合が約6割で推移しており、業務運営上の必要な監査補助者を非常勤職員に依存する状況がみられる

## 社員が監査法人業務に従事した時間割合別の法人数(単位:法人)

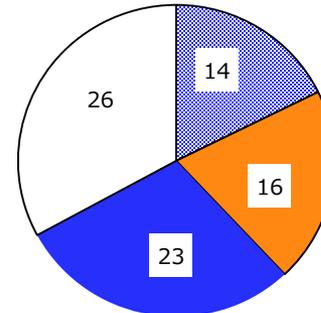
### 準大手監査法人 (4法人)

- 60%~80%
- 80%~100%



### 中小監査法人 (79法人)

- ~40%
- 40%~60%
- 60%~80%
- 80%~100%

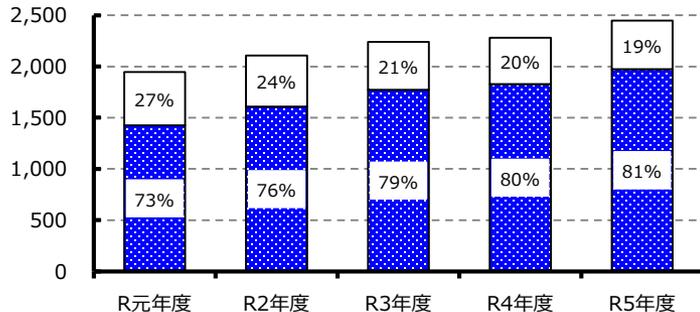


(注) 令和5事務年度審査会検査及び報告徴収における社員の自己申告に基づき、審査会作成

## 常勤職員、非常勤職員の人員数(単位:人)

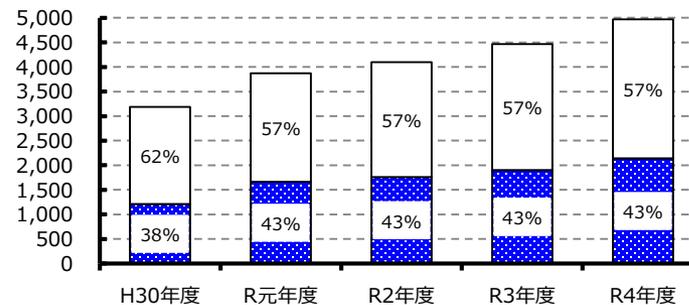
### 準大手監査法人

- 常勤職員
- 非常勤職員



### 中小監査法人

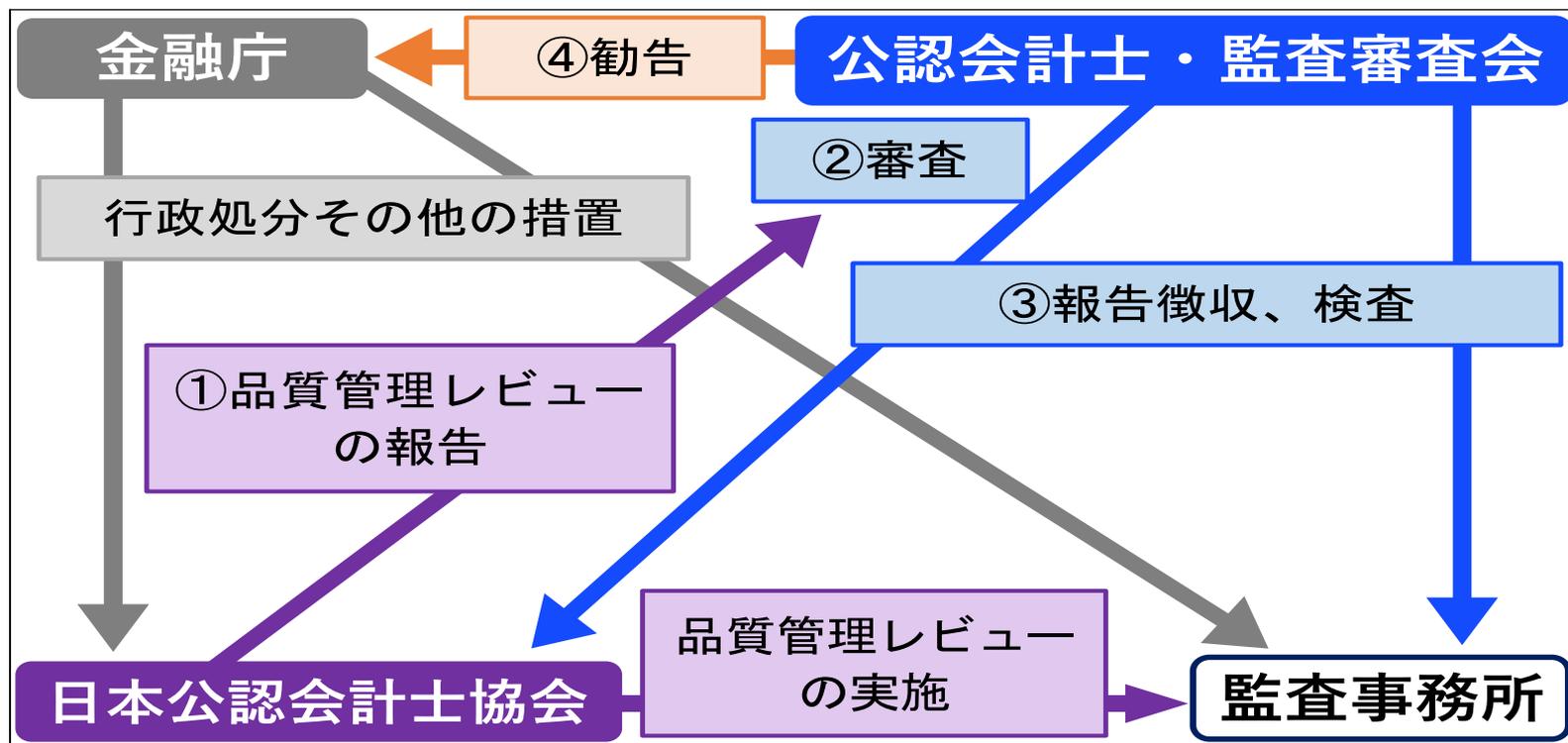
- 常勤職員
- 非常勤職員



(注) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき集計

## 審査会によるモニタリングの概要

- 審査会は、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)から品質管理レビューの状況報告を受け(①)、
- 協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し(②)、
- 必要があると認める場合には、協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施している(③)
- 検査の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告(④)



## モニタリング基本方針及び基本計画

- 審査会では、会長・委員の任期(3年間)ごとに、モニタリングの目的やその考え方等を「監査事務所等モニタリング基本方針」として策定。第7期(令和4年4月～令和7年3月)は、「監査事務所等モニタリング基本方針－監査品質の持続的な向上の促進－」を令和4年5月20日に策定・公表
- 上記「基本方針」に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、足下1年間におけるモニタリングの着眼点などについて記載した「基本計画」を毎年策定しており、令和6事務年度(令和6年7月～令和7年6月)のモニタリングにおける重点事項等を「令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」として7月19日公表

## 令和6事務年度モニタリング基本計画 [主なポイント]

### ■ 大手監査法人

- ✓原則として毎年検査を実施する(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)
- ✓フォローアップ検査では、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する(報告徴収に代える場合がある)

### ■ 準大手監査法人

- ✓原則として2年に1度の頻度で検査を実施する(令和7事務年度から実施)

### ■ 中小規模監査事務所

- ✓協会の品質管理レビューの結果や、監査事務所の業務管理態勢、上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、検査実施の必要性を検討する
- ✓上場会社監査の担い手としての役割の増大や上場会社等監査人登録制度の導入に鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う

## 総合評価

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請(平成28事務年度から)
- 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下となっており、最上位区分である「良好であると認められる」の法人はない
- 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる(総合評価: 1)	業務運営が良好と認められる場合	-	-	-
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価: 2)	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	4	-	-
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価: 3)	業務運営が良好でないと認められる場合	-	2	3
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価: 4)	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	-	3	6
著しく不当なものと認められる(総合評価: 5)	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合(金融庁長官に勧告)	-	-	7

(注1) 上記表は、令和元～令和5事務年度に終了した検査を集計

(注2) 総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は2年に一度、準大手監査法人は3年に一度、中小規模監査事務所は必要に応じて実施

(注3) 当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している

# 令和6年版モニタリングレポート (Ⅳ) 監査をめぐる環境変化への対応

## 中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化

- 近年、上場国内会社の監査において、大手監査法人から準大手・中小規模監査事務所に会計監査人を変更する傾向が続いており、中小規模監査事務所の上場国内会社監査の担い手としての役割が高まっている
- 上記を受け、「上場会社等監査人登録制度」が導入された

(参考: 令和6年6月11日現在、46監査事務所が登録済み)

### 登録上場会社等監査人

- ・業務管理体制の整備
- ・情報を公表する体制の整備(監査法人のガバナンス・コードへの対応等)



### 協会による「適格性の確認」

- ・品質管理レビューの利用
- ・「上場会社等監査人登録審査会」を新設

- 協会は「適格性の確認」と共に、中小規模監査事務所による情報開示の充実のほか、6つの基盤(品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤、国際対応基盤)の充実に向けて各種支援策を実施

# 令和6年版モニタリングレポート (IV) 監査をめぐる環境変化への対応

## 協会による中小規模監査事務所の支援

- 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書作成のためのガイダンス」を公表
- 中小事務所等施策調査会及び中小監査事務所連絡協議会を主体として、以下の取組を実施
  - 改訂品質管理基準対応ガイダンスの公表
  - 資本市場関係者との意見交換会
  - 中小規模監査事務所向けの対話型研修会
    - 品質管理レビューの元レビューアーが講師となり、少数の事務所の参加によるQ&A、ディスカッションの形式で意見交換、情報共有
  - 中小規模監査事務所のデジタル化支援
    - 中小規模監査事務所のITインフラの整備状況やITの利用実態を把握。共同ITインフラ環境の整備、IT担当者間のネットワーキングなどを実施

## 審査会による対応

- 「改訂品質管理基準」の「留意事項」には行政当局が監査事務所や協会の取組を支援しつつ、審査会の検査を通じて、監査事務所による主体的な品質管理の定着に努めるべき旨の記載があり、第7期モニタリング基本方針に基づき、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努めている

# 令和6年版モニタリングレポート (Ⅳ) 監査をめぐる環境変化への対応

## 四半期報告書制度の廃止

- 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年11月20日)により、四半期開示制度は証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」されるとともに、有価証券報告書提出会社に対し一律に半期報告書の提出が求められる。
- 東京証券取引所の有価証券上場規程等の改正により、会計監査人による第一・第三四半期のレビューは直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信(レビューを行う場合)において、無限定適正意見(結論)以外の場合など、5つの場合に該当するときのみ義務とされる。
- 企業会計審議会は、令和6年3月、「四半期レビュー基準への改訂に係る意見書」を公表し、四半期レビュー基準を期中レビュー基準に名称変更するとともに、これまでの適正性に関する結論の表明の形式に加えて、準拠性に関する結論の表明の形式等を導入。
- 大手監査法人は任意レビューを行わず年度監査の一環として手続を実施する場合、四半期財務諸表に何らかの保証を与えていると被監査会社に誤解されないよう留意するとしている。
- 審査会は、大手監査法人以外の監査事務所を含め、四半期報告書制度廃止に伴う監査業務への影響に関連して、任意レビュー等の実施状況や実務上の影響・課題等を確認していく。

# 令和6年版モニタリングレポート (Ⅳ) 監査をめぐる環境変化への対応

## サステナビリティの開示及び保証の動向

	国際的な動向	国内の動向
非財務情報開示の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>SEC登録企業による気候関連開示の義務化(2024年3月。現在執行停止中)</li> <li>EU域内企業によるサステナビリティ情報の作成・開示(2024年以後段階的に開始)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月31日以降に終了する事業年度の有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設等</li> </ul>
サステナビリティ開示基準の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際サステナビリティ基準委員会(ISSB)がS1基準及びS2基準を最終公表(2023年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が公開草案(適用基準案、一般開示基準案及び気候基準案)の公表。(令和7年3月31日に確定基準公表を目標)</li> <li>サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ発足(令和6年2月金融担当大臣諮問)</li> </ul>
サステナビリティ情報の保証に係る動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の気候関連開示、EU域内のサステナビリティ情報には段階的に限定的保証を導入し、合理的保証に移行予定。</li> <li>国際監査・保証基準審議会(IAASB)がサステナビリティ保証業務の一般的要求事項(ISSA5000)の草案公表(2023年8月)</li> <li>国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が倫理規程改訂草案公表(2024年1月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループが議論を開始(令和6年3月第1回会合開催)。</li> <li>大手監査法人はアドバイザー業務等を通じて職員に実務経験を積ませ、保証業務の体系や研修プログラムを整備。</li> </ul>